

「せたがやインクルーシブ教育ガイドライン」 構成案について

(令和6年度策定)

教育指導課・支援教育課

これまでの委員会での構成案に向けたご意見

第1回

それぞれの立場の委員から現状の共有(6月)

【報告内容】

- 世田谷区の小・中学校の現状
- 世界の動向
- 国連による日本への勧告内容
- 国や都の施策について

第2回

ガイドラインの目的・対象について議論(7月)

【論点】

- 基盤となる条例、計画、施策
- 長期的な目標や指針の必要性
- 組織的な支援体制の整備
- 教育委員会の役割の明確化

第3回

これまでの論点整理(10月)

【論点】

- 基本方針について
- 校内体制・組織の重要性
- 現在の取り組みについて
- 庁外との連携構築

第4回

構成案について議論(12月)

【論点】

- 構成案の前提について
- 区の関連条例・施策等について
- 基本理念・目標・定義・基本方針について
- 地域の教育資源について

以上を踏まえ、教育委員会内の検討を経て、構成案を作成した。

「せたがやインクルーシブ教育ガイドライン」の構成案

第1章

基本的な
考え方

- 1 はじめに
インクルーシブ教育とは
- 2 ガイドラインの位置付け・構成
学びの権利は、誰もが持つもの
- 3 「せたがやインクルーシブ教育」の目指すところ
子ども（保護者）の意思が出発点・一人一人のニーズに応じた学び・
みんな（学校・行政・地域等）で共に育つ

第2章

具体的な
取組

- 1 基本方針に基づく推進項目
- 2 せたがやで広がる教育実践

「せたがやインクルーシブ教育ガイドライン」構成案の前提について

サラマンカ宣言（ユネスコ）

○インクルーシブ教育の定義

「人間の多様性を尊重し、障害のあるなしや国籍、人種、性差や経済状況の差別も関係なく、共に学び、共生社会の実現をめざそうとする教育のこと。」

障害者権利条約（第24条抜粋）

- ・ 障害者が、他の者との平等を基礎として、自己の生活する地域社会において、障害者を包容し、質が高く、かつ、無償の初等教育を享受することができること及び中等教育を享受することができること。
- ・ 個人に必要なとされる合理的配慮が提供されること。

国連からの勧告（抜粋）

- ・ 全ての障害のある児童に対して通常の学校を利用する機会を確保すること。
- ・ 障害者を包容する教育（インクルーシブ教育）を確保するために合理的配慮を保障すること。
- ・ 障害者を包容する教育（インクルーシブ教育）に関する研修を確保し、障害の人権モデルに関する意識を向上させること。

世田谷区の関連する条例

- ・ 世田谷区子ども条例
- ・ 世田谷区障害理解の促進と地域共生の実現をめざす条例
- ・ 世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例

【条例の趣旨】

区民が様々な状況や状態にかかわらず、互いの多様性、自己決定権及び人権を尊重し、異なる価値観を認め合い、共に自分らしく暮らし続けることのできるインクルーシブな地域共生社会の実現を目指している。

区立学校に在籍する児童生徒の現状（令和5年度）

- ・ 日本語指導が必要な児童生徒は153人
 - ・ 性的マイノリティの相談を学校にした児童生徒は24人（令和4年度）
 - ・ 医療的ケアが必要で看護師配置をしている児童生徒は14人
 - ・ 不登校児童生徒は1,540人（令和4年度）
 - ・ 特別支援学級に在籍している児童生徒は660人
 - ・ 特別支援教室に在籍している児童生徒は1,782人
 - ・ 通級指導教室に在籍している児童生徒は212人
- ⇒ 上記の合計は約5000人。全小中学生の約10%にあたる

「せたがやインクルーシブ教育ガイドライン」構成案の前提について

世田谷区教育大綱

学びの権利は、誰もが持つもの

世田谷区教育振興基本計画

基本方針3 多様性を受け入れ自分らしく生きる子ども

- 他者を思いやり、尊重し、違いを認め支え合いながら生きる
- 多様性を尊重しながら共に学び共に育つ
- 文化や言語、国籍、年齢、性別、障がいの有無等に関わらず、あらゆる他者との違いを受け入れ認め合いながらコミュニケーションを図る

「せたがやインクルーシブ教育」の目指すところへ

「せたがやインクルーシブ教育」の目指すところ

「せたがやインクルーシブ教育」の基本理念

区の条例や子どもたちの実情を踏まえて「せたがやインクルーシブ教育」の基盤となる基本理念を定める。

ちがいを
認め合う

自らの学び方
を選ぶ

一緒にいること
で学び合う

「せたがやインクルーシブ教育」の目標

学校・家庭・地域が共通認識をもって世田谷区の子どもを育むために

「せたがやインクルーシブ教育」の目標を定める。

すべての子どもが地域共生社会の中で共に学び共に育つことを通して
幸せな未来を思い描き、自分らしく生きることができるよう

「せたがやインクルーシブ教育」の基本方針

「せたがやインクルーシブ教育」の目標を達成するための基本方針を示す。

1 子ども（保護者）の意思を出発点とする

全ての子どもは等しく学び、自由に意見を表す権利があります。学びの主体である子ども（保護者）の意見が尊重されるようにすることが大切です。子ども（保護者）の意思が出発点となり、その子らしさが発揮できるように様々な人が連携して支援していきます。多様性を認め互いに意思を尊重し支え合いながら持続可能な未来を構築する子どもを育成します。

2 一人一人のニーズに応じた学びを実現する

全ての子どもが安心して自分らしさを発揮しながら学ぶためにどの子どもにとっても学びやすい教育のユニバーサルデザイン化を図ります。また、一人一人の学びに応じた人的・物的な教育環境の調整を行います。

多様な子どものニーズに寄り添えるよう教職員や学びに関わる人々の意識を向上させていきます。

3 みんな（学校・行政・地域等）で子どもを育て、成長する

地域共生社会の実現のためには、子どもが共に学び、共に育つインクルーシブ教育を地域の中に浸透させる必要があります。みんなで地域の子どもを育て、子どもと共に成長することが大切です。

学校や教育委員会は共にインクルーシブ教育を推進する中心となり、子どもが安心して学べる環境を整備していきます。

基本方針 1 子ども(保護者)の意思を出発点とする

推進項目	推進する上で大切にしたい視点
1 インクルーシブ教育を理解する	<ul style="list-style-type: none">① インクルーシブ教育とは② 障害の社会モデルについて③ 社会モデルについて考える④ 学校(子ども・教職員・学びに関わる人々)の理解を深める⑤ 保護者や地域の理解を深める
2 子ども(保護者)の考えや思いを受け止める	<ul style="list-style-type: none">① 子ども基本法を理解し、子どもの意志を大切にする② 子どもが自由に考えを言える場を保障する③ インクルーシブな考えをもって子ども(保護者)の声を聴く④ みんなで考えや思いを受け止める
3 子ども(保護者)の意思を尊重し、生かす	<ul style="list-style-type: none">① 子どもの意見を尊重し、日常の実践につなげる② 子どもの成長とともに、柔軟に支援の在り方を変化させる③ 子どもの意思を尊重した学校風土を醸成する④ 自分の意見が尊重されないと感じた時に専門機関等と連携する

基本方針 2 一人一人のニーズに応じた学びを実現する

推進項目	推進する上で大切にしたい視点
1 子どもが安心して学べる環境をつくる	<ul style="list-style-type: none">① ユニバーサルデザインの考えに基づいた環境を整える② 一人一人に適した指導を行う③ 共に育ち、共に育つことを支援する人材(サポーター)を配置する④ 誰にも伝わりやすい情報伝達
2 一人一人に応じて支援する	<ul style="list-style-type: none">① 学び方を子どもと教員と保護者が一緒に考える② 多くの教員が協働して一人の子どもを支える③ 一人一人に応じた学びを支援する人材(講師)を配置する④ 一人一人に応じた指導方法の開発⑤ 障害や母国語に応じた情報コミュニケーションの保障
3 教職員や支援人材の専門性を高める	<ul style="list-style-type: none">① 校内でインクルーシブ教育への意識を高める② 校外で幅広く学ぶ機会を設ける③ 学校間で学び合う体制を構築する④ 支援を行う人材のスキルアップを図る

基本方針 3 みんな(学校・行政・地域等)で子どもを育て、成長する

推進項目	推進する上で大切にしたい視点
1 子どもの成長を支える社会ネットワークをつくり、共に成長する	<ul style="list-style-type: none">① 学校と地域の双方向性の関係を構築する② 学びを支える地域資源を生かす③ 子ども同士がつながる④ 子どもの成長を支える区民の意識を醸成する⑤ 子どもと共にみんなで成長する
2 乳幼児期から中学校卒業後までの支援をつなぐ	<ul style="list-style-type: none">① 発達段階に応じた理解や支援をする② 世田谷の学び舎による連続性のある支援③ 世田谷版アプローチスタートカリキュラムの推進④ 卒業後も支援を継続する⑤ 関係機関との連携による、子どもと保護者への支援
3 情報の発信と共有を行う	<ul style="list-style-type: none">① 好事例等を収集し活用する② 情報の発信の仕方や受け止め方を工夫する③ 当事者も自由に発信できる仕組みづくり④ 受け止めた情報の活かし方をみんな(学・行・区)で考え行動する